

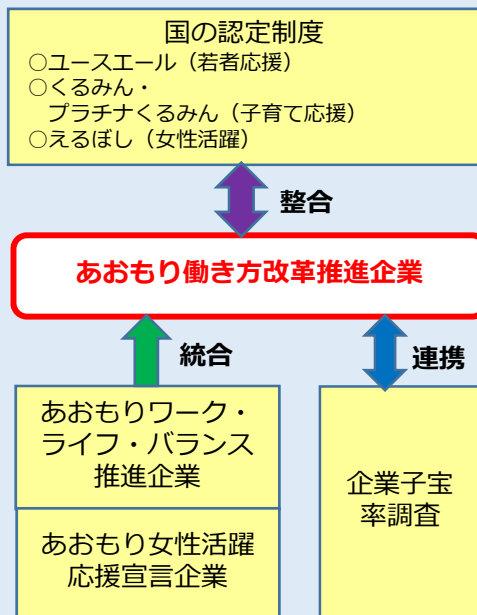
目的

企業における若者の雇用安定、女性の継続就業・活躍推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進等「働き方改革」に積極的に取り組む企業を県が認証することで、男女問わず全ての労働者が働きやすい環境づくりを推進するとともに労働者の仕事と結婚から子育ての希望の実現への意欲を喚起し、もって男女共同参画社会づくり及び少子化対策の推進に資することを目的とする。

対象

県内に、本社、本店又は事業の拠点があり、県内で事業活動を行い、かつ常時雇用労働者を有する企業等であること

位置づけ



認証の流れ

■ 宣言企業の登録

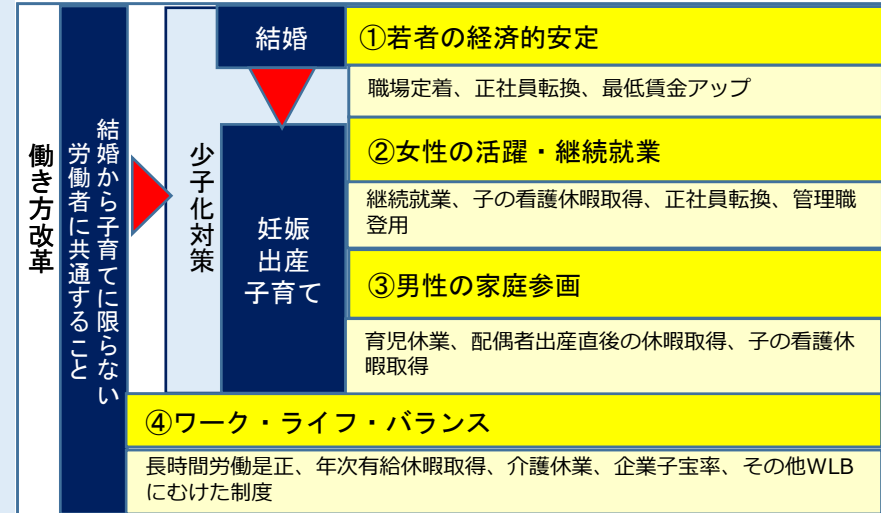
<条件>
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取組を明確にする企業

■ 宣言から認証取得

- <条件>
- 宣言企業である
 - 法を遵守した就業規則等が定められている
 - 働き方改革を進める風土づくりに努めていること
 - 労働関係法令違反、暴力団との関係及び県税の滞納がないこと
 - 以下について取組実績がある企業

4つの認証分野における評価項目

全15項目中5項目以上で認証。（ただし④ワーク・ライフ・バランスは1つ以上当てはまること）※301人以上企業は8項目以上



申請・審査

申請・審査

STEP 1 宣言
あおり働き方改革
宣言企業
有効期限：2年

STEP 2 認証
あおり働き方改革推進企業
有効期限：2年

部局間・他機関連携によりインセンティブを付与

求人票表示

県入札参加資格申請時の加点
(建設工事・物品・役務)

金融機関借入金優遇制度の利用

県特別保証融資制度の利用

企業合同説明会優遇

